

令和7年4月1日からの多可町重度障害者（児）日常生活用具給付事業の改定内容				多可町【改定前】		多可町【改定後】	
	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 寝たきりの状態にある難病患者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8	154,000円	8
	特殊マット	(1) 下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）の障害者 (2) 下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として、3歳以上の障害児 (3) 寝たきりの状態にある難病患者	じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	102,000円	5	102,000円	5
	特殊尿器	(1) 下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）で、原則として、学齢児以上の者 (2) 自力で排尿できない難病患者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）、難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5	67,000円	5
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、他人の介助を要する者に限る。）で、原則として、学齢児以上の者	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により使用し得るもの	82,400円	5	82,400円	5
	体位変換器	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、他人の介助を要する者に限る。）で、原則として、学齢児以上の者 (2) 寝たきりの状態にある難病患者	介助者が障害者（児）、難病患者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5	15,000円	5

令和7年4月1日からの多可町重度障害者（児）日常生活用具給付事業の改定内容				多可町【改定前】		多可町【改定後】	
	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	基準額	耐用年数
	移動用リフト	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として、3歳以上の者 (2) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	介護者が重度身体障害者（児）、難病患者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。）	159,000円	4	159,000円	4
	訓練椅子	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として、3歳以上の者（児のみ） (2) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	原則として、附属のテーブルをつけるものとする。	33,100円	5	33,100円	5
	訓練用ベッド	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の障害児で、原則として、学齢児以上のもの（児のみ） (2) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8	159,200円	8
	入浴補助用具	(1) 下肢又は体幹機能障害者（児）であって、入浴に介助を必要とするもの（原則として、3歳以上の者） (2) 入浴に介助を必要とする難病患者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）、難病患者又は介助者が容易に使用し得るもの	90,000円	8	90,000円	8
	便器	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上で、原則として、学齢児以上の者 (2) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	障害者（児）、難病患者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	18,480円	8	18,480円	8

令和7年4月1日からの多可町重度障害者（児）日常生活用具給付事業の改定内容				多可町【改定前】		多可町【改定後】	
	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	基準額	耐用年数
自立生活支援用具	頭部保護帽	(1) 下肢又は体幹機能障害2級以上で、起立・歩行時に頻繁に転倒する者（原則として、学齢児以上の者） (2) 知的障害・精神障害でてんかん発作により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの A スポンジ、皮を主材料に作成 B スポンジ、皮、プラスチックを主材料に作成	A 15,656円 B 37,852円	3	A 15,656円 B 37,852円	3
	T字状・棒状のつえ	下肢又は体幹機能障害により、歩行障害があり、支持が必要な者	A 主体一木材（十分な強度を有するもの） 外装一ニス塗装 B 主体一軽金属 外装一塗装なし	A 2,266円 B 3,090円	3	A 2,266円 B 3,090円	3
	移動・移乗支援用具	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者であって、原則として、3歳以上の者 (2) 平衡機能又は下肢が不自由な若しくは体幹機能に障害のある難病患者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障害者（児）、難病患者の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	60,000円	8	90,000円	8
	特殊便器	(1) 上肢障害2級以上で、原則として、学齢児以上の者 (2) 上肢機能に障害のある難病患者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8	151,200円	8

令和7年4月1日からの多可町重度障害者（児）日常生活用具給付事業の改定内容				多可町【改定前】		多可町【改定後】	
	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	基準額	耐用年数
	火災警報器	重度身体障害、精神障害1級又は重度知的障害（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の者、又はこれに準ずる難病患者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円（ただし、1世帯につき2台を限度とする。）	8	15,500円（ただし、1世帯につき2台を限度とする。）	8
	自動消火器	重度身体障害、精神障害1級又は重度知的障害（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の者、又はこれに準ずる難病患者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8	28,700円	8
	【用具分類変更】 電磁調理器	重度視覚障害、精神障害1級又は重度知的障害（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の者	障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	6	41,000円	6
	【用具分類変更】 音声付調理器	視覚障害2級以上であって、原則として、学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	—	—	86,000円	6
	【用具分類変更】 歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上であって、原則として、学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	11,500円	10	11,500円	10
	【用具分類変更】 聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）の者	声、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10	87,400円	10

令和7年4月1日からの多可町重度障害者（児）日常生活用具給付事業の改定内容				多可町【改定前】		多可町【改定後】	
	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	基準額	耐用年数
	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者で、原則として、3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5	51,500円	5
	ネブライザー	（1）呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害の状態であり、吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るため必要と認められる者（原則として、学齢児以上の者） （2）呼吸機能に障害のある難病患者	障害者（児）、難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000円	5	36,000円	5
	電気式たん吸引器	（1）呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害の状態であり、必要と認められる者（原則として、学齢児以上の者） （2）呼吸機能に障害のある難病患者	障害者（児）、難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400円	5	56,400円	5
	ネブライザー付吸引器	（1）呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害の状態であり、吸入加湿処置により呼吸に伴う負担の軽減を図るため必要と認められる者（原則として、学齢児以上の者） （2）呼吸機能に障害のある難病患者	障害者（児）、難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの	—	—	77,000円	5

令和7年4月1日からの多可町重度障害者（児）日常生活用具給付事業の改定内容				多可町【改定前】		多可町【改定後】	
	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	基準額	耐用年数
在宅療養等支援用具	手動式たん吸引器	(1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者又は医師の意見書により必要が認められる者（なお、電気式たん吸引器の使用が困難な者） (2) 呼吸機能に障害のある難病患者	障害者（児）、難病患者が容易に使用し得るもの	3,800円		—	—
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000円	10	17,000円	10
	人工呼吸器、ネブライザー、電機式たん吸引器用自家発電機又は蓄電池等	(1) 在宅において人工呼吸器を使用し、又はネブライザー、電気式たん吸引器等の用具の給付を受けた身体障がい者（児） (2) 在宅において人工呼吸器を使用し、又はネブライザー、電気式たん吸引器等の用具の給付を受けた難病患者	障害者（児）、難病患者又は介護者が容易に使用し得るもの 申請1回につき、自家発電機又は蓄電池等のいずれか1種目	—	—	自家発電機 100,000円	10
				—	—	蓄電池等 50,000円	5
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上で、原則として、学齢児以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	9,000円	5	9,000円	5
	視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	—	—	15,500円	5
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）の者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000円	5	18,000円	5

令和7年4月1日からの多可町重度障害者（児）日常生活用具給付事業の改定内容				多可町【改定前】		多可町【改定後】	
	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	基準額	耐用年数
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメータ）	（1）呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害の状態であり、人工呼吸器の装着が必要と認められる者 （2）人工呼吸器の装着が必要な難病患者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者（児）、難病患者が容易に使用し得るもの	157,500円	6	157,500円	6
	人工鼻	喉頭摘出者で、永久気管孔により呼吸を行っている者のうち医療保険等による給付を受けることができない者		—	—	23,760円	1か月
	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者（児）又は肢体不自由者（児）であって、発声発語に著しい障害を有し、原則として、学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者（児）が容易に使用し得るもの	98,800円	5	98,800円	5
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として、視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6	383,500円	6
	点字器	視覚障害2級以上で、原則として、学齢児以上の者	（標準型） A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス18行、両面書プラスチック製 （携帯型） A 32マス4行、片面書アルミニウム製 B 32マス12行、片面書プラスチック製	（標準型） A 10,400円 B 6,600円 （携帯型） A 7,200円 B 1,650円	7	（標準型） A 10,400円 B 6,600円 （携帯型） A 7,200円 B 1,650円	7
	点字タイプライター	視覚障害2級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	63,100円	5	63,100円	5

令和7年4月1日からの多可町重度障害者（児）日常生活用具給付事業の改定内容				多可町【改定前】		多可町【改定後】	
	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	基準額	耐用年数
情報	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上で、原則として、学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y方式による録音及び当該方式により記憶された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	（録音再生機） 85,000円 （再生専用機） 35,000円	6	（録音再生機） 85,000円 （再生専用機） 48,000円	6
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上で、原則として、学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	99,800円	6	99,800円	6
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（原則として、学齢児以上の者）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000円	8	250,000円	8
	視覚障害者用音声読書器	視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（原則として、学齢児以上の者）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	—	—	207,900円	8
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	（触読時計） 10,300円 （音声時計） 13,300円	10	（触読時計） 10,300円 （音声時計） 13,300円	10

令和7年4月1日からの多可町重度障害者（児）日常生活用具給付事業の改定内容				多可町【改定前】		多可町【改定後】	
	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	基準額	耐用年数
・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者（児）又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（原則として、学齢児以上の者）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用できるもの	128,000円	5	128,000円	5
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びに字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向けの緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	88,900円	6	88,900円	6
	人工内耳体外部装置（スピーチプロセッサ）	現に人工内耳を装用している聴覚障害者（児）で、本装置の買換えについて医療保険等による給付が受けられない者	人工内耳に音声等を電気信号に変換して送信する機能を有するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用できるもの	—	—	（片耳） 300,000円 （両耳） 600,000円	5
	人工内耳用充電器及び充電電池	現に人工内耳を装用している聴覚障害者（児）	人工内耳に使用する充電器及び充電電池	—	—	（充電器） 30,000円 （片耳） 20,000円 （両耳） 40,000円	5 2

令和7年4月1日からの多可町重度障害者（児）日常生活用具給付事業の改定内容				多可町【改定前】		多可町【改定後】	
	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	基準額	耐用年数
	人工喉頭	音声・言語機能障害で、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者	（笛式） 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	（笛式） 5,150円	4	（笛式） 5,150円	4
			（電動式） 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	（電動式） 72,203円	5	（電動式） 72,203円	5
	視覚障害者用ワードプロセッサ	視覚障害者であって学齢児以上の者（共同利用するものに限る）	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000円	5	1,030,000円	5
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者（児）	点字により作成された図書	町長が必要と認めた額	—	町長が必要と認めた額	—
	情報・通信支援用具	上肢機能障害・視覚障害者2級以上の障害者、又は、手帳所持者であって聴覚、音声・発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（原則として学齢児以上）	パーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフト。障害者が容易に使用し得るもの、画面の文字や入力内容を音声化するソフト、点字ディスプレイスキャナー、入力補助用具（大型キーボード、特殊マウス、ジョイスティック、スイッチ等）。ただし、機器修理、取付け、調整等の費用は対象外とする。	100,000円	5	100,000円	5

令和7年4月1日からの多可町重度障害者（児）日常生活用具給付事業の改定内容				多可町【改定前】		多可町【改定後】	
	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	基準額	耐用年数
	コミュニケーション支援用具	身体障害者3級以上、精神障害2級以上又は知的障害であって視覚、聴覚、音声・発語に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（原則として学齢児以上）	携帯電話や持ち運びができる端末機等で使用でき、メッセージ表示、発話読み上げ等により障害者が安易にコミュニケーションが図れるもの	10,000円	5	10,000円	5
	地デジ対応ラジオ	視覚障害2級以上で、原則として、学齢児以上の者	地上デジタル化されたテレビ音声並びにAM及びラジオ放送を受信する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	29,000円	6	29,000円	6
排せつ管理支援	ストーマ用装具等	直腸・ぼうこう機能障害でストーマを造設した者（紙おむつ等は、重度知的障害・脳原性運動機能障害重複者及び高度排便排尿障害又は同程度の障害の状態であり、必要と認められる者）	（蓄便袋） 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。	（蓄便袋） 8,858円	1 か月	11,000円	1 か月
			（蓄尿袋） 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。	（蓄尿袋） 11,639円	1 か月	13,000円	1 か月
			（紙おむつ等）	（紙おむつ等） 12,360円	1 か月	13,000円	1 か月

令和7年4月1日からの多可町重度障害者（児）日常生活用具給付事業の改定内容				多可町【改定前】		多可町【改定後】	
	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数	基準額	耐用年数
用具	収尿器	ぼうこう機能障害で排尿のコントロールが困難なもの。尿路変更のストマを造設した者	（男性用） 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 ラテックス製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型	（男性用） A 7,931円 B 5,871円	3	（男性用） A 7,931円 B 5,871円	1
			（女性用） A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	（女性用） A 8,755円 B 6,077円		（女性用） A 8,755円 B 6,077円	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	（1） 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）3級以上で、原則として、学齢児以上の者（ただし、特殊便器の取替は、上肢機能障害2級以上の者） （2） 下肢又は体幹に障害のある難病患者	障害者、難病患者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000円	—	200,000円	—